

医療機関の受診は マイナ保険証で



マイナ
保険証
始まっています！

国住民課国保年金係 ☎028(677)6038

マイナンバーカードと健康保険証が一体化され、12月2日(月)から紙の保険証の新規発行が終了します。

現在お手元にある保険証

芳賀町国民健康保険、または後期高齢者医療制度に加入している場合、**12月1日の時点でお手元にある保険証は有効期限まで使用できます。**有効期限が切れるまでは破棄せず保管してください。

保険証発行廃止後

マイナ保険証の利用登録をしている人

引き続きマイナ保険証をご利用ください。ご自身の資格が確認できる「資格情報のお知らせ」を保険証の有効期限が切れる前に交付します。マイナ保険証が認証されなかった場合にマイナンバーカードと一緒に窓口で提示して受診してください。

マイナンバーカードを持っていない人、マイナ保険証の利用登録をしていない人

12月1日時点でお手元にある紙の保険証は有効期限までご利用いただけます。その後、保険証の代わりに利用できる「資格確認書」を保険証の有効期限が切れる前に交付します。

職場の健康保険などに加入している場合

職場の健康保険などに加入している場合は、取り扱いやお知らせの発送時期などが異なる場合があります。詳しくは、勤務先や加入している健康保険組合などに問い合わせてください。

保険証利用の登録はここです

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

スマホで
簡単！



▲iOS版



▲アンドロイド版

マイナポータル



医療機関窓口の
カードリーダー

受診時に
簡単に
できます！



セブン銀行ATM

カードを
かざし、4ケタの
暗証番号を
入れるだけ！

マイナンバーカードを作成するための申請方法はこちらのサイトでご確認ください。▶



11月17日(日)は 栃木県知事選挙の投票日です

◆投票時間 7:00～19:00

あなたの一票は、県政を託す大切な一票です。棄権することなく投票しましょう。

国選挙管理委員会 ☎028(677)1111

・投票できる人

日本国民で次の(1)に該当する人のうち(2)または(3)に該当する人（ただし、選挙権を有しない人を除く。）

(1)平成18年11月18日以前に生まれた人

(2)7月30日以前に町に住民登録がされており、引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されている人

(3)6月30日から10月29日までの間に町から転出した人のうち、町において住民票が作成された日から引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されていた人

・芳賀町に転入した人の投票場所

(1)7月30日以前に県内他市町から町に転入した人は、芳賀町で投票できます。

(2)7月31日以降に県内の他市町から芳賀町に転入した人は、前住所地で投票できます。

(3)7月31日以降に県外から芳賀町に転入した人は、知事選挙の投票はできません。

※(2)に該当する人は、県内いずれかの市町長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書」(無料)を前住所地の投票所の受付で提示するか、投票所で「引き続き県内に住所を有することの確認」(無料)が必要です。

期日前投票や不在者投票を行う場合にも、この手続きが必要です。

・芳賀町内で転居した人の投票所

10月9日以降に転居届をした人は、従前居住していた投票区の投票所で投票することになります。

◆期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの都合で投票所へ行くことができない人は、期日前投票ができます。

【期 間】11月1日(金)～16日(土)

【時 間】8:30～20:00

【場 所】役場1階ロビー

※入場券裏面の宣誓書をあらかじめ記入の上、持参ください。ただし、入場券が届く前でも、投票所で選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます。



にっこりめいすいくん

◆代理投票

代理投票は、けがなどで投票用紙に記載できない人のための制度です。投票所で投票管理者に申請すると、補助者2人が決められ、1人が選挙人の指示に従い投票用紙に記載し、もう1人が指示どおり記載したかを確認します。

また、投票所には点字投票用の投票用紙があり、簡単な点字器により点字で投票することができます。

◆不在者投票

病院・施設等での不在者投票

不在者投票所として、県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院または入所している人は、その施設が指定した投票日に施設内で不在者投票をすることができます。不在者投票を希望する場合は、病院長、施設長などに申し出てください。

町外での不在者投票

長期出張などにより投票日に投票できない人は、事前に手続きすることで、滞在地の選挙管理委員会が指定する場所で不在者投票することができます。郵便により投票用紙などの請求をするため、早めの手続きをお願いします。

郵便などでの不在者投票

身体に重度の障がいなどのある人は、郵便による不在者投票ができます。あらかじめ選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付の手続きが必要です。早めにご連絡ください。

期日前期間中17歳の人不在者投票

投票日までには18歳になるが、期日前投票を行うおうとする日に18歳に達しない場合は、期日前投票所で不在者投票ができます。